



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

運営指導のマニュアルを公開、確認項目等が明確に

～厚生労働省

厚生労働省は3月31日、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて(通知)の送付について」(介護保険最新情報 Vol.1062)を各都道府県知事・市区町村長に通知し、関係者や関係団体への周知徹底を依頼した。2022年度から介護保険施設・事業所に対する実地指導の内容が変更されることに伴うもの。

主な変更点は、実地でなくても確認できる事項については、オンライン等の活用が促されることや、実地指導という名称が運営指導に変わること。実地でなくてもオンラインで活用できる内容は、「最低基準等運営体制指導」および「報酬請求指導」に限るとされている。また、オンライン活用にあたっては介護保険施設等に対する十分な配慮も求めた。たとえば、オンライン会議を実施するにあたって介護施設等に設備等の整備や導入などの過度な負担を求めたり、確認文書を確認する場合に大量のコピーを求めるなどの過剰な手間を発生させることがないように注意を促している。

運営指導にあたって自治体がチェックすべき標準的な「確認項目・確認文書」も公開されている。2021年度介護報酬改定で全サービスに業務継続計画(BCP)の策定や虐待防止の対策が義務付けられたことを反映し、「業務継続計画」や「研修及び訓練計画、実施記録」、「虐待の発生・再発防止の指針」、「(虐待に関する)担当者を設置したことが分かる文書」などを確認することが盛り込まれている。2024年4月から、無資格の介護職員に認知症介護基礎研修の受講が義務化されるに伴い、運営規程のなかの勤務体制の確保等の事項として、「認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか」の確認も求めている。

こうしたマニュアルや確認項目等が示されたことで、いわゆるローカルルールが排除され、自治体間での運営指導の標準化が進むことが期待される。

介護職員等ベースアップ等支援加算を新設

～厚生労働省

厚生労働省は4月14日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について」（介護保険最新情報 Vol.1066）を各自治体・介護保険関係団体に事務連絡した。

内容は、介護職員の給与引き上げ実現に向けて、10月から新設する「介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定額を告示したもの。2月末の介護給付費分科会で、指定居宅サービスに要する費用の額の算定基準の一部改正に関する答申が得られたことを受け、このほど正式に通知した。10月1日からの円滑な施行に向けて協力を呼びかけている。

同加算の新設により、介護職員の賃金アップを図る制度は介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算と合わせて3つの加算が運用されることになる。同加算の加算率は現行の介護職員処遇改善加算と同様にサービス種別に設定され、訪問介護 2.4%、通所介護 1.1%、小規模多機能型居宅介護 1.7%、介護老人福祉施設 1.6%、介護老人保健施設 0.8%などとなっている。

具体的な運用等については、別途通知される予定。

ゴールデンウィークの医療提供体制確保を求める

～厚生労働省

厚生労働省は4月13日、ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保に関する事務連絡を、都道府県・保健所設置市・特別区に発出した。

3月21日にまん延防止等重点措置が全面解除となったが、発出日の直近の1週間では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加傾向であり、今後の推移も不透明であることを踏まえると、連休時でも患者増加が想定されるため、引き続き診療・検査体制や入院体制の維持・確保が重要と指摘。高齢者施設等における流行再拡大への対応として、各都道府県に対して保健・医療提供体制を強化するとともに、連休時でも必要な医療が提供できるよう、基礎自治体や関係者と十分な協議を行うことを求めている。

具体的な内容としては、▽十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関等と事前に調整すること、▽急な感染拡大に備え、確保病床や臨時の医療施設・入院待機施設が即座に稼働できるよう、必要な準備を確認しておくこと、▽必要に応じて備蓄品を買い増すとともに、配送体制を確保しておくこと、▽PCR検査の体制については、連休時でも需要に応じた検査が受託できるよう民間検査機関との連携体制を整えること、▽新たな医療機関の開設等の手続きで支障が生じないように、必要な相談体制を確保しておくこと、等を要請している。

春の建議に向け「社会保障等」の議論を取りまとめ

～財務省

財務省は4月13日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、「社会保障等」をテーマに議論した。介護関連では多くの項目で昨年までの主張が繰り返されており、▽業務の効率化と経営の大規模化・協働化、▽介護施設・事業所等の経営状況の把握、▽利用者負担の見直し、▽ケアマネジメントの利用者負担の導入、▽多床室の室料負担の見直し、▽区分支給限度額のあり方を見直し、▽地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）のあり方を見直し、▽軽度者へのサービスの地域支援事業への移行、▽軽度者に対する居宅療養管理指導サービス等の給付の適正化、▽介護給付費適正化事業（適正化計画）の見直し、▽居宅サービスについての保険者等の関与のあり方、が俎上に載せられた。

注目の項目の一つである「経営の大規模化・協働化」については、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多く、競争が必ずしもサービスの質につながっておらず、「業務の効率化も不十分と言わざるを得ない」と指摘。今年度から施行された社会福祉連携推進法人制度を積極的に活用することなどで、経営の大規模化・協働化を図っていくことが不可欠だと強調している。経営の大規模化・協働化が進めば、備品の一括購入、請求事務や労務管理などの共通化、効率的な人員配置といった費用構造の改善が可能になるとしている。

介護保険制度では、限られた財源の下、多様な事業者が競争することによりサービスの質の向上や効率化が期待されていたが、その効果が十分に表れていないことを問題視した格好だ。

同分科会での提言内容は、来月取りまとめられる予定の「春の建議」に反映されることになる。

EPA 外国人介護人材受け入れ求人登録開始、説明動画配信

～公益社団法人国際厚生事業団

公益社団法人国際厚生事業団はこのほど、2023年度の「経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れ」について、求人登録の申請受付期間を案内した。受付期間は5月11日まで（郵送は同日17時までに必着）。オンラインで受け付ける求人登録申請専用サイトも設けられており、受け入れ要件などの詳細は同事業団ホームページで確認できる。

同事業団では、受け入れ制度の概要や要件、諸手続き等をはじめ、国家試験合格へ向けての研修のポイント、受け入れ機関の費用負担、マッチング実績などを解説した説明会を3月23日にオンラインで開催しており、その動画が現在も配信されている。

施設内療養の追加支援 対象を拡大し期間も延長

～厚生労働省

厚生労働省は4月8日、地域医療介護総合確保基金で行われている高齢者施設等に対する施設内療養の追加的支援策として、対象の拡大や期間を延長することを都道府県・指定都市・中核市に事務連絡した。

病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養を行うことになった場合、これまで施設内療養者1人につき15万円の補助制度を活用できるほか、まん延防止等重点措置の適用区域で施設内療養者数が一定数を超える場合は、一人につきさらに1万円/日(最大30万円)の追加補助が実施されていた。また、3月21日時点でまん延防止等重点措置が適用された都道府県については、適用区域から除外された場合であっても、4月末までは追加補助の対象としていた。

今般の事務連絡では、この追加補助の対象期間をさらに7月末まで延長し、まん延防止等重点措置等の適用地域以外でも、追加補助を活用できるとしている。なお、この追加的支援の対象拡大は高齢者施設等の支援体制を全国で確保するための方策としており、各都道府県で各種支援の充実を図るよう求めている。

オミクロン株流行に対し医療支援体制の構築を連絡

～厚生労働省

厚生労働省は4月4日、オミクロン株による感染が収まらないなか、高齢者施設等での治療の開始・介入が遅れることのないよう、都道府県・指定都市・中核市に高齢者施設等における医療支援体制の強化を促す事務連絡を発出した。

事務連絡では、めざすべき高齢者施設等における医療支援体制として、入所者にコロナ陽性者が出た場合、施設等からの連絡・要請から24時間以内(遅くとも一両日中)に、感染制御・業務継続支援チームの派遣実施を想定した体制を構築するよう要請。施設等で陽性者が発生した場合の専用相談窓口の設置や、必要に応じて医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制の確認、圏域・地域ごとに往診・派遣できる協力医療機関を指定・登録する仕組みを設けることを求めている。

また、高齢者施設等における医療支援体制構築にあたり、都道府県の医療関係部局と介護関係部局が密接に連携し、地域の医療関係者・施設関係者、市町村の福祉部局と協議しつつ対応していくことの重要性についても触れ、国として医療関係部局と介護関係部局それぞれを対象に相談体制づくりを支援することも明記した。そのほか、高齢感染者受け入れを想定したコロナ対応病床確保に向けて、要介護高齢者に対応した人員配置、環境整備を行うことで受け入れのキャパシティを高めることや、確保病床の回転率を向上させるためコロナ対応医療機関以外の医療機関にも療養解除後の高齢患者受け入れを行うよう、積極的に働きかけることも求めている。